

## 要介護認定者の障害者控除・おむつ代の医療費控除について

問 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎72-5189

### 要介護認定者の障害者控除

障害者手帳などをお持ちでない方でも、市発行の「障害者控除対象者認定書」を確定申告に添付することで、障害者控除を受けられます。対象者は、要介護・要支援認定を受けている65歳以上の方で、次のいずれかの判定基準に該当する方です。

- ①障害者控除  
「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がAランク、または「認知症高齢者の日常生活自立度」がIIランクに該当する方
- ②特別障害者控除  
「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBランク以上、または「認知症高齢者の日常生活自立度」がIIIランク以上の方

### おむつ代の医療費控除

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、次の要件を全て満たしている方は、市が交付する「おむつに係る費用の医療費控除証明書」により申告することができます。

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降
- ②市の介護保険被保険者で、要支援・要介護認定を受けている方
- ③「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB1、B2、C1、C2のいずれかで、尿失禁の発生可能性がありと記載された方

## 令和6年度 国東市配食サービス事業 受託事業者を募集します

問 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎72-5189

市では、調理などが困難な在宅の高齢者にお弁当を配達する、配食サービスを提供する事業受託候補者を募集します。詳細については、市ホームページに掲載している募集要項をご覧ください。

### 委託業務の内容

- ①市が決定した調理が困難な在宅の高齢者に1日につき1食(夕食)を配達する。
- ②定期的(毎回、ほぼ同じ時間)に訪問する。
- ③訪問の際に安否を確認し、健康状態に異常があった場合には関係機関へ連絡する。
- ④1食当たり600~700kcal、食塩相当量3.5g以下で提供する。

### 営業日

配食日は原則として週5日以上とする。ただし、年末年始、国民の祝日、その他市長が休業日と認めた日が含まれる場合は、週4日以下とすることができる。

### 配達区域

国見、国東、武蔵、安岐の4圏域のうち1圏域以上

### 委託期間

令和6年4月1日~令和7年3月31日

### 募集期間

1月29日(月)まで

その他の職種も募集予定です。詳細については市ホームページをご覧ください。総務課人事係までお問い合わせください。※報酬は勤務形態により変わる場合があります。

任用期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日

### 応募方法

登録申込書を持参または郵送により総務課人事係に提出してください。※申込書は総務課人事係または各総合支所窓口、市ホームページにて配布。

応募受付期限 1月22日(月)

※原則、上記期間の応募者を令和6年4月1日付採用候補者としてますが、期間後の応募も随時受け付けします。

## 市の会計年度任用職員を募集します

問 総務課 人事係 ☎72-5160

市では令和6年4月以降採用の国東市会計年度任用職員を募集します。※会計年度任用職員とは、1会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。

### 募集する職種の例

報酬形態	職種(報酬額)
日額	一般事務(6,720円)

## 確定申告と所得税・市県民税申告のお知らせ

問 税務課 市民税係 ☎72-5156

### 給与・年金所得者の還付申告(確定申告)

給与・年金所得者の方を対象に、令和5年分確定申告書作成会を開催します。申告期間中の相談は混雑が予想されるため、早めの申告をお勧めします。ご自宅のパソコンで確定申告書の作成ができる「国税庁の確定申告作成コーナー」もぜひご利用ください(詳細は国税庁ホームページをご覧ください)。

### 開催日・場所

日程	地区	会場
2月8日(休)	国見町・国東町	アストくにさき
2月9日(金)	武蔵町・安岐町	アグリホール

※受付時間は午前9時~11時30分、午後1時~4時  
※上記日程で都合が悪い方は、後日案内予定の地区の申告相談をご利用ください。

### 持参書類など

- ①令和5年分の公的年金などの源泉徴収票、給与所得の源泉徴収票
- ②令和5年分の生命保険料・地震保険料などの払込領収書または支払証明書、扶養親族の氏名および生年月日が分かるもの
- ③医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(領収書は自宅で5年間の保管)または医療費通知書(医療費のお知らせ)
- ④預貯金口座番号(本人名義)が分かるもの
- ⑤本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
- ⑥利用者識別番号を取得された方は利用者識別番号

## 令和5年度住民税非課税世帯等に対する給付金7万円のお知らせ

問 福祉課 総務係 ☎72-5164

原油価格や物価高騰の影響を特に受ける住民税非課税世帯などに対し1世帯あたり7万円を支給します。詳細はお問い合わせください。

### 支給対象世帯

- ①令和5年12月1日において世帯員全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯※住民税が課税されている者の扶養親族などのみからなる世帯を除く。
- ②①のほか、令和5年1月~12月までに予期せず家計が急変し、



### 所得税・市県民税申告

令和6年度の市県民税申告のご案内を、1月22日(月)の回覧文書で各世帯1部ずつ配布します。3月15日(金)までに申告してください。

また、所得税および市県民税の申告については、本年も申告会場を設けて市職員が受け付けを行います。会場が混み合うことが予想されますので、事前に次の書類を準備をしてご来場ください。

- ①年金や住宅借入金等特別控除など所得税の還付申告を受けようとする方は、収入・経費の根拠となる書類の整理を進めるとともに、各関係機関から必要書類を取り寄せるなど申告の準備をしてください。  
※給与や年金などの源泉徴収票は、支払者より1月31日(休)までに交付されます。
- ②農業・営業・不動産所得などの申告には、収支(収入金額と必要経費)内訳書の作成が必要になります。帳簿や証明書類(領収書など)の整理をしてください。  
※収支内訳書の記載方法については1月末に税務課窓口にて冊子を用意しますのでご活用ください。
- ③医療費控除を受けようとする方は、医療費控除の明細書の作成が必要になります。完成した明細書(領収書は自宅で5年間保管)または保険組合が発行した「医療費のお知らせ・医療費通知書」をご持参ください。また、保険金などで補てんされた金額(高額医療費・出産育児一時金など)があれば、同様に整理・集計をしてください。

①と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)  
※①②ともに入国者にあつては、令和5年1月1日において、国内のいずれかの市町村の住民基本台帳に記載されていること。

### 手続きについて

- 受給の可能性がある世帯には、令和5年12月下旬から順次ご案内しています。
- ①前回の給付金(3万円)を受け取った世帯(一部を除く)には、支給についての「お知らせ」を送付します。手続きは不要です。(辞退者などを除く)
  - ②①以外の住民税非課税世帯には、確認書を送付します。必要事項を記入して返送してください。
  - ③①および②以外の方については申請が必要です。家計急変世帯の方および市県民税の課税状況が確認できない世帯については、福祉課または各総合支所の窓口で申請してください。